

第5回伯耆町ガソリン等購入助成券配布事業（生活支援）実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、原油価格及び物価高騰により影響を受けた家計への支援の一環として実施する第5回伯耆町ガソリン等購入助成券（以下「助成券」という。）の配布等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）取引 助成券が対価の弁済手段として使用される物品の購入又は役務の提供をいう。
- （2）取扱店 取引を行い、受け取った助成券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

（助成券の配布対象者）

第3条 助成券の配布対象となる者（以下「配布対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）令和5年11月1日において町の住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主。
- （2）前号に掲げる者のほか、町長が認める者。

（助成券の額）

第4条 助成券の額は、対象世帯1世帯につき2万円とする。

2 助成券1枚当たりの券面記載の金額は1,000円とし、20枚を1組として配布する。

（助成券の配布方法）

第5条 助成券は郵送により対象世帯の世帯主へ配布する。

（助成券の返戻等）

第6条 助成券が宛所不明等により返送された場合は、利用期限まで町長が保管し、対象世帯からの申出によりこれを交付する。

（助成券の使用範囲）

第7条 助成券は、その使用者と取扱店との取引においてのみ使用することができる。

2 助成券が使用できる取引の範囲は、次のとおりとする。

- （1）ガソリン、軽油又は灯油の購入
- （2）タクシーの利用

3 取引に使用された助成券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、助成券の使用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。

（助成券の使用期間）

第8条 取扱店において助成券を使用することができる期間は、助成券を受け取った日か

ら令和6年8月31日までの間とする。

- 2 対象者が助成券を受領した後に紛失及び盗難された助成券の効力は無効とする。また、再発行も認めない。

(取扱店の登録等)

第9条 取扱店として登録できる者は、伯耆町内に店舗等を有し、ガソリン、軽油又は灯油の販売を行う事業者及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者とする。

- 2 取扱店として登録を希望する者は、第5回伯耆町ガソリン等購入助成券取扱店登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「第5回伯耆町ガソリン等購入助成券取扱店登録証」を交付し、不適当と認めるときはその旨通知する。
- 4 町長は、取扱店が次条に反する行為を行ったときは、取扱店の登録を取り消すことができる。

(取扱店の責務)

第10条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引において助成券の受取を拒まないこと。ただし、助成券の破損、汚損等の程度が大きい場合はこの限りでない。
- (2) 助成券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講ずること。
- (4) 町と適切な連絡体制を構築すること。
- (5) 使用された助成券の保管は、自らの責任において行うこと。
- (6) その他町長がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

(助成券の換金)

第11条 町長は取引において助成券が使用された場合は、当該助成券を受け取った取扱店に対し、その券面金額に相当する額を支払うものとする。

- 2 取扱店は、助成券を換金しようとするときは、取引において受け取った助成券及び第5回伯耆町ガソリン等購入助成券換金請求書（様式第2号。以下「換金請求書」という。）を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申込書に記載された預金口座へ振込により、支払を行うものとする。
- 4 第2項の規定による助成券及び換金請求書の提出は、原則として月に1回までとし、助成券の利用のあった月の翌月の10日までに行わなければならない。

(助成券配布の制限)

第12条 町長は、第3条の規定にかかわらず、税負担の公平性を確保するため、配布対象

者及び世帯員の町税に滞納がある場合には、助成券の配布を行わないことができる。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 6 年 10 月 31 日限り、その効力を失う。